

# 「健やかに子供を生ま育てる環境づくり」 に関する施策の推進状況と今後の方向

平成5年7月

健やかに子供を生ま育てる環境づくり  
に関する関係省庁連絡会議

## はじめに

近年の女性の社会参加、晩婚化等を社会的背景とし、我が国の合計特殊出生率は、総人口の減少を招かないために必要とされる水準を大きく下回り、平成4年には1.50と引き続き低下の傾向を強めている。

「健やかに子供を生ま育てる環境づくり」については、こうした出生率の動向を踏まえ、平成3年1月、関係省庁連絡会議において、政府として取り組むべき対策の基本的方向及び具体的な対応等について取りまとめを行って以来、子供を生ま育てることに喜びや楽しみを感じることができる社会づくりを進めるための総合的施策を推進してきたところである。

平成4年に公表された政府の中期的な政策運営指針である「生活大国5か年計画」においては、国民一人一人が豊かさゆとりを日々の生活のなかで実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会としての「生活大国」を目

指すこととされている。

労働時間の短縮、住環境の充実、子育て支援体制の整備など「安心して子供を生ま育てられる社会」、  
「育児と就労が両立できる社会」を築きあげていくことは、こうした「生活大国」を目指す上でも重要である。おりしも、平成6年には家族に関する関心を高め、関連施策の推進を図ろうとする「国際家族年」を迎えようとしており、世界的に子供と家庭をめぐる議論も活発になってきているが、同時に我が国においても次代を担う子供を健やかに育てていくことは、21世紀に向けての最大の課題のひとつである。

本とりまとめは、このような観点から、「健やかに子供を生ま育てる環境づくり」について、平成4年までの施策の実施状況及び平成5年度に講じようとする施策の方向を明らかにするとともに、関係方面に一層の協力を呼びかけるため、関係省庁連絡会議においてとりまとめたものである。

## 1 家庭生活と職業生活の調和

### (1) 家族が共に過ごす生活時間の確保

労働時間の短縮は、我が国の経済的地位にふさわ

しい豊かでゆとりのある国民生活を実現する上で、必要不可欠な課題であるとともに、家族との触れ合いや充実した余暇活動を可能とし、家庭生活を豊かなものとするためにも、積極的に取り組むべき国民

的課題となっている。

我が国の労働時間は昭和63年の改正労働基準法の施行後、着実に減少しているものの、平成4年度の勤労者1人当たり平均年間総労働時間は1,958時間（所定内1,814時間、所定外144時間）となっており、平成4年6月に閣議決定された「生活大国5か年計画」に掲げられた、計画期間中に年間総労働時間1,800時間を達成するという目標に向け一層の努力が必要となっている。

このため、この目標の実現に向け、完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及拡大、所定外労働の削減を重点として、改正労働基準法の円滑な施行はもとより、労使の自主的努力に対する指導、援助や労働時間短縮に向けた国民的気運の醸成等のための各種施策を推進しているところである。

平成5年度においては、原則週40時間労働制を平成6年4月より実施すること等を内容とする労働基準法の改正と、中小企業に対する助成制度の創設等を内容とした労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の改正を併せて第126回通常国会で行った。

また、同一地域・業種・企業系列の中小企業の集团的取組を促進するための指導援助、個別企業に対する時短診断サービス事業の実施、労働時間短縮が遅れている業種における取組の促進等を行うほか、「連続休暇取得促進要綱」に基づく指導援助の実施により年次有給休暇の完全取得、連続休暇の普及拡大を図るとともに、「所定外労働削減要綱」に基づく所定外労働の削減対策の推進を図ることとしている。

さらに、労働時間短縮への一層の気運の醸成を図るため、関係機関と連携を図りつつ啓発事業を行うこととしている。

なお、農業従事者等についても、労働時間の短縮等に向けての普及、啓発を一層進めることとしている。

## (2) 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の就労意欲の高まりや労働力不足を背景に、女性の職場進出は著しく、女子労働力人口は、平成4年には、2,679万人に増加し、女子労働力率は50.7%と平成2年以降3年連続して50%を超えると

もに、労働力人口全体の40.7%を占めるに至っている。また、女子雇用者の状況をみても、雇用者総数の38.6%を占めるに至るとともに、女子雇用者に占める既婚者の割合も高まってきている。

（育児休業法の定着等）

こうした中、子どもを養育する労働者の雇用の継続を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援することにより労働者の福祉を増進することを目的とした「育児休業等に関する法律」が平成4年4月1日から施行された。

同法は、男女を問わず、子どもが1歳に達するまでの間、育児休業をすることができること及び短時間勤務の制度やフレックスタイム制等の就業しつつ子どもを養育することを容易にするための措置を受けられるようにすること等を内容とするものであり、平成7年4月1日からは、全事業所に育児休業法が適用されることとなる。

育児休業法が定着するためには、同法の趣旨、内容の一層の浸透を図る必要があることから、引き続き機会をとらえて広報啓発活動を行うとともに、平成4年度に創設された育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金及び特定中小企業事業主育児休業奨励金の一層の活用を図ることとしている。

また、平成5年度においては、乳幼児を持つ労働者が働きやすい環境を整備するために、事業所内託児施設を新たに設置、運営開始する事業主等に対する事業所内託児施設助成金を創設したところであり、同助成金の活用により、託児施設の設置促進及びその運営の安定化を図ることとしている。

このほか、中小企業における仕事と育児との両立を図るための諸制度の導入を図る「中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業」、育児・介護・家事等に関する情報を提供する「働く女性のための就業支援事業」、再就職を希望する主婦等の能力を活用し地域相互援助活動を展開する「婦人労働能力活用事業」等の推進により、職業生活と家庭生活の両立に関する環境整備を因っている。また、女子再雇用制度の普及促進、女性の多様なニーズに対応した職業相談・紹介を実施するレディス・ハローワーク事業の推進、再就職を希望する主婦等に対する職業訓練の実施等女子の再就職等を援助する対策を推進することにより、育児負担が軽くなってから、労働者が再び仕事につくことのできる環境の

整備を図っているところである。平成5年度においても、これらの事業の一層の推進を図ることとしている。

(きめ細かな保育サービスの推進)

他方、女性の就労が増加し、就労形態も多様化する中で、職業生活と育児等の家庭生活の両立を支援する上で、保育サービスを充実させていくことはますます重要なものとなってきている。

このため、乳児保育、延長保育、一時的保育等の特別保育事業や日曜・祝祭日や深夜における保育ニーズに対応する企業委託型保育サービス等の一層の推進を図ると共に、育児休業明けに伴い年度途中に入所してくる子どもの円滑な受け入れを推進する等、ニーズに対応したきめ細かな保育サービスの推進を図っている。

さらに、平成5年度においては、乳児保育、障害児保育等の対象者を拡大するとともに、地域における保育所が連携して育児不安に対する相談指導や地域の子育てサークルを育成、支援する「保育所地域子育てモデル事業」を開始したところである。また、疾病や出産等の事情で一時的に子育てが困難になった家庭についても乳児院等で児童の養育を行う「子どものショートステイ事業」も創設し、いわゆる専業主婦の家庭も視野に入れた施策が開始された。

保育サービスについては、多様化するニーズに対応し、子育てへの負担感を解消し子育てに喜びや楽しさを感じることでできる社会づくりを進めるため「これからの保育所のあり方に関する懇談会」等の検討の場を設けて施策の一層の推進を図っている。

(職場における母性健康管理対策の推進)

健康の確保は、仕事と家庭生活の両立のための基本であるが、特に女子労働者が妊娠中、出産後の期間を通じてその健康が保持できるよう、母性保護に努める必要がある。

このため、労働基準法の母性保護措置について徹底を図るとともに、母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保や、指導事項を守るための勤務時間の変更、業務の軽減など、事業主が配慮すべき措置について、男女雇用機会均等法の規定に沿って策定された母性健康管理基準に基づいて指導を行っているところである。

(在宅勤務等の推進)

このほか、出産、育児期の女性や、介護のために

就業困難な女性が、働きながら家庭生活時間を確保できるよう、高度な通信を活用した在宅勤務等を推進するための環境整備として、平成5年度には地方拠点都市地域等においてテレワーキング等を可能とする高度な映像通信機能を備えた施設の早期事業化を図ることとしている。

(3)男性の家庭生活への参加促進

家事・育児については、固定的な男女の役割意識から、女性に過重の責任がかかっていることから、男性も女性と共に家事・育児に参加できる環境づくりに努めることが必要である。

こうしたことから、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第1次改定を平成3年5月に行い、男性の家庭生活への参加の促進を具体的施策として盛り込み、全国会議、婦人問題推進地域会議の開催等により、本改定計画の周知に努め、男女の家庭生活への共同参画についての意識啓発を行った。平成5年度においても、これらの会議及び平成5年度から実施する男女共同参画型社会実現に向けての活動支援会議の開催等を通じ、意識啓発に努めていくこととしている。

他方、男女の役割分担意識の是正の気運の醸成、家庭生活等における習慣等の見直しを図るため、毎年「婦人週間」を実施し、全国会議の開催等を行っている。平成5年度においても、引き続き、啓発活動を実施しているところである。

また、企業等に対し、労働時間の短縮をはじめとして、男性の家庭生活への参加を容易にするフレックスタイム制等の勤務形態についての配慮を求めていくこととする。

さらに、学校教育や社会教育その他種々の啓発活動を通じて、家庭生活へ男女が共同参加するという意識の形成を図る必要がある。

このため、高等学校の家庭科については、新学習指導要領において、従来の女子のみ必修とする取扱を改め、男女とも必修とすることとし、平成6年度からの実施に向けて、その趣旨の徹底を図るとともに、必要な施設・設備の整備、教員研修の実施等の施策を実施しているところであり、平成5年度においても、引き続き、これらの施策を推進していくこととしている。

さらに、男女共同参画型社会の形成に資するため、女性に対し、高度で多様な学習機会の提供や、その社会参加を促進するための社会教育の充実を図ることとしている。

また、児童福祉週間、人権週間、農山漁村婦人の

日等において、男女の固定的な役割分担意識の是正等に向けた啓発に取り組んでいるところであり、平成5年度においても、こうした機会をとらえて啓発活動の推進を図ることとしている。

## 2 家庭生活と生活環境の整備

### (1) 住環境の整備

(総合的な土地・住宅対策の推進)

近年、都市においては、地価の高騰等により、住宅立地の遠隔化、家賃・住宅購入価格の高額化が進み、特に大都市地域において住宅事情の厳しさが増している。

このため、勤労者が相応の負担で一定水準の住宅を確保できる地価水準を実現するよう、土地基本法を踏まえた今後の総合的な土地政策の基本指針として、平成3年1月25日に「総合土地政策推進要綱」が閣議決定されたが、同要綱に従い、「土地神話の打破」、「適正な地価水準の実現」及び「適正かつ合理的な土地利用の確保」を目標として、大都市地域における住宅・宅地供給の促進、土地税制の総合的見直し、都市構造の再編等総合的な土地・住宅対策を強力に実施してきたところであり、今後とも、対策の推進を図ることとしている。

また、平成4年6月に閣議決定された「生活大国5か年計画」においては、「東京をはじめ、大都市圏においても、勤労者世帯の平均年収の5倍程度を目安に良質な住宅の取得を目指す」ことを掲げ、適正な地価水準の実現を図るための総合的な土地対策を着実に推進するとともに、住宅対策等の諸施策の充実を図ることとしている。

特に大都市においては比較的規模の大きい賃貸住宅が圧倒的に不足していることから、公的賃貸住宅の供給を強化することとし、子どもを生み育てやすい居住条件を確保していくため、公団住宅において、第6期住宅建設5箇年計画(平成3年度～平成7年度)に基づき、世帯人員が3～5人の標準的な世帯向け賃貸住宅を中心として供給を行っているところであるが、平成5年度においては、公営住宅等にお

いて2.5㎡等の規模増を行うとともに、中堅所得者等に対する良質な賃貸住宅の供給のための特定優良賃貸住宅供給促進事業を創設したところである。

また、公共賃貸住宅に多子・多家族世帯がより円滑にかつ優先して入居できるよう、家族人員に配慮した入居選定方法等の一層の充実を図る観点から、平成3年10月、多子世帯向公営住宅を特定目的公営住宅として位置付け、選考に際して多子世帯を優先的に取り扱う旨の通達を各事業主体あてに行っている。

(多極分散型国土の形成)

さらに、こうした土地・住宅対策と併せ、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を促進することにより、豊かで住みよい地域社会を形成するため、第四次全国総合開発計画の総合的推進に努めているところである。平成3年3月には、四全総策定後の情勢変化等を踏まえ、計画の効果的かつ創造的推進方策についての国土審議会政策部会報告が取りまとめられ、引き続き東京一極集中是正を総合的に推進するとともに、交流ネットワーク構想の具体化、魅力的な都市空間の形成と豊かで美しい農山漁村空間の形成による国土空間の質的向上を図り、多極分散型国土の形成を推進する必要があるとされた。

また、東京一極集中及びそれに伴う弊害の持続、地域社会の維持、国土管理機能の維持等の問題の顕在化、経済活動、生活行動の広域化等の情勢変化に対応して、国土政策の対応方向を明らかにするため、国土審議会に調査部会を設置し、四全総の総合的点検作業を行っているところである。

### (2) 子どもの遊び環境の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶ「場」が欠かせないが、都市化の進行等により子どもの遊び場が都市部を中心として減

少しており、また、子どもの交通事故も依然として多い状況にある。

こうした状況に対応し、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を進めるため、都市公園、自然公園、児童館などの社会資本の整備を図ることとしている。まず、都市公園等については、平成7年度末における1人当たりの都市公園等面積を約7.01㎡に引き上げることを目標として整備を行うほか、自然公園等においては自然教育の拠点等となる公共施設の整備、農山漁村においては緑空間を活かした健康とゆとりの森の整備等を行うこととしている。

また、近年の核家族化、都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない小学校低学年児童が放課後に児童館、児童センターや学校の空室等を利用して仲間と遊べるような機会を設ける放課後児童対策を5年度にさらに充実したほか、都道府県立の児童館を中心とした児童館のネットワークづくりも推進しているところである。

地域における児童の健全育成対策の拠点となる児童館、児童センター等の児童厚生施設は、平成5年度に、500㎡以上の大型児童センターへの施設整備、設備整備を開始するとともに、親子のふれあいや生活体験の場として休日にも児童館が利用できるような事業の拡大を行ったところである。さらに、運動場・体育館等の学校施設においては、地域開放を進めるとともに、学校・公園付近等における交通安全施設の重点整備等の交通安全対策を実施しているところである。

### 3 家庭生活と子育て支援

#### (1) ゆとりある教育の確保等

##### (ゆとりある教育の確保)

受験競争の過熱等の諸問題は、子どもの心身の健全やかな成長に大きな影響を及ぼしているだけでなく、親に対しても心理的な負担感を与えているものと考えられる。

このため、今後は、受験競争の緩和を図るとともに、ゆとりのある教育を実現し、子どもがのびのび

また、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を学校外活動に関連した事業拠点として有効活用を図ることができることから、子どもの活動の場として提供し、今後とも、事業の展開や施設の整備を一層進めていくこととしている。

さらに、平成5年度からは、健康文化のまちづくり計画、子どもの環境づくり計画等の総合的な環境整備を行い、快適な「まちづくり」を進めていくための「健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン」を実施することとしている。

#### (3) 家族ぐるみでの社会活動の促進

多くの公共施設は、乳幼児を連れては利用しにくいものとなっており、子どもが乳幼児の間は、親子の社会活動が制約されているのが現状である。

このため、公共施設にはベビールームの設置やベビーカーの配置等子ども連れを前提にした施設整備を進める等により、官民挙げて、「子ども連れでも自由に社会活動ができるようなまちづくり」を推進することとしている。

また、公共交通機関における子ども連れ利用客の利便を増進するため、平成3年6月に作成した「鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針」に基づく鉄道事業者の指導を行うとともに、低床・広ドアバスの導入の促進を因っているところであり、今後とも、事業者に対する適切な助言指導を行っていくこととしている。

と成長できる条件の整備に努めていく必要がある。こうした観点から、学校教育における個性を重視した教育の推進や受験競争の緩和を図るための施策など生涯学習社会の実現に向けた施策を引き続き推進していくこととする。

##### 個性を重視した教育の推進

学校教育については、従来、どちらかといえば画一的で子どもの能力と適性に十分に対応できなかった傾向を改め、教育内容の多様化を図るとともに、より豊かな教育環境を確保して、個性を重

視した教育を推進することが必要である。このため、平成元年3月に、中・高等学校における選択履修の幅の拡大等を内容として、小・中・高等学校の学習指導要領を改訂し、平成4年度から順次実施しているところである。

また、高等学校教育の改革については、平成3年4月の中央教育審議会の答申や平成4年度に4次にわたって公表された「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の報告を踏まえ、生徒の個性の伸長や学習の選択の幅を拡大するなどの観点から、平成5年3月に学校教育法施行規則等の法令改正などを行い、総合学科や単位制高校など新しいタイプの高校の設置、選択中心の教育課程の編成などを推進してきているところである。

さらに、公立学校の学級編制及び教職員定数については、平成5年度において、チーム・ティーチングの導入等指導方法の工夫改善のための教職員配置を柱とした第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画並びに普通科等の40人学級の実施を柱とした第5次公立高等学校学級編制及び教職員配置改善計画を平成10年度までの6年計画としてスタートさせたところである。

また、公立学校の施設整備については、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしいゆとりと潤いのある学校施設づくりを推進するという観点から、その質的充実を因っているところである。

#### 受験競争の緩和

受験競争の緩和を図るためには、入学者選抜方法の改善を着実に実施することはもとより、一部の企業等の採用における有名校重視の風潮を是正することが不可欠である。

まず、大学入学者選抜の改善については、平成2年度大学入学者選抜から、国公私立の各大学の判断と創意工夫により、利用教科・科目数などについて自由に利用できる大学入試センター試験を実施し、また、国公立大学の受験機会の複数化を図るため、平成元年度入学者選抜からは「連続方式」に加えて、「分離・分割方式」も併用するとともに、各大学に対して、入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するよう入学者選抜の改善・工夫の努力を要請しているところである。なお、大学入試の在り方については、大学審議会において中長期的観点からの検討が行われている。

高等学校入学者選抜については、平成3年4月の中央教育審議会及び高等学校教育の改革の推進に関する会議報告を踏まえ、高等学校教育の個性化、多様化に対応した入学者選抜の選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を図るとともに業者テストの偏差値を用いない入学者選抜及び進路指導の適正化について、平成5年2月22日通知したところである。

また、学習指導要領を逸脱した問題が入学試験に出題されていることが、過度の学習塾通いをもたらしている要因のひとつであると考えられることから、一部の国・私立の中・高等学校の入試問題の分析・改善指導を行ってきたところであるが、平成5年度においても、入学試験におけるいわゆる良問づくりを積極的に支援していくという前年度の方針を踏まえて、都道府県教育委員会に委託して関係者協力の下に調査研究を進めることとしている。

企業等の採用の改善の問題については、これまでも、いわゆる青田買いを是正するため、就職協定が逐次改定されてきたところである。また、平成3年4月の中央教育審議会答申においては、企業等における多面的な評価尺度の開発、変わりつつある企業の採用の仕組みや新しい評価方法の明示等学歴社会の是正等について企業・官公庁に対して、改革への協力を求めている。

平成4年7月の生涯学習審議会答申は、学歴偏重の考え方を是正するため、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の実現が必要である旨提言しており、その答申を踏まえて、特に重点を置いて取り組むべき課題とされた社会人を対象とするリカレント教育の推進、ボランティア活動の支援・推進、青少年の学校外活動の充実、現代的課題に関する学習機会の充実の4つの課題を中心に生涯学習の振興のための施策に取り組んでいるところである。

さらに、近年、高校卒業後就職した者が、早期に離転職する傾向の増加が指摘されている高等学校普通科の生徒を主たる対象として、働くことや社会に奉仕することの喜びを体験させることを通じて、将来の生き方や職業選択を視野に入れた進路への自覚を高めることを目的とした勤労体験学

習総合推進事業を平成5年度より実施したところである。

(多様な生活体験の提供)

子どもたちが自立心や社会性を養いながら、心身ともに健全に育つためには、ボランティア活動や青少年団体の諸活動などへの参加を促すとともに、芸術鑑賞機会や文化活動、スポーツ活動への参加機会を十分に確保すること等により、多様な生活体験を積む機会を増やすことが必要と考えられる。

また、平成4年度の2学期から小中学校等において毎月第2土曜日を休業日とする学校週5日制が実施されている。

学校週5日制は、子どもの生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験等を提供するねらいをもつものであり、学校週5日制を契機として、学校外活動の場や機会の一層の充実を図るための方策を引き続き推進しているところである。

このため、青少年を含むあらゆる層の人々が学習活動の成果を地域社会の諸活動の中で生かすことのできる環境の整備を図るため、都道府県の実施する生涯学習ボランティア活動総合推進事業に対し助成を行っている。平成5年度からは生涯学習ボランティアセンターの開設に対して助成を行い、情報の提供と相談体制の一層の整備・充実を図ることとしている。この他、各種地域活動を促進する事業等を行う市町村の助成を行っている。

また、青少年が郷土について学習し、郷土を大切に作る運動を行う事業を青少年団体等に委嘱する青少年ふるさと学習特別推進事業を推進するとともに、青少年が地域の社会人等の協力を得て、異年齢の仲間と行う様々な活動を促進するため、都道府県において講じられる各種の事業を助成する地域青少年少女サークル活動促進事業を継続して実施することとしている。

さらに、青少年の自然体験活動を総合的に推進する事業を実施する都道府県、市町村に対し助成を行う青少年自然体験活動推進事業を平成5年度から新たに実施している。

また、若いうちから社会福祉の現場に触れ、福祉に対する理解と関心を深めるため、小中学校及び高等学校の学童・生徒を対象として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が実施されており、同事業では、協力校を選定し、協力校で地域の実情に合

わせて行われる社会福祉施設への訪問・交流などの体験学習や赤い羽根共同募金などの社会福祉関係行事への参加等に対して援助を行っている。

さらに、保育所において、季節的行事等を通じた老人とのふれあい活動や、郷土文化の伝承活動等を内容とする保育所地域活動事業を実施するとともに、児童館等を拠点として、子どもと老人のふれあいを促進するなど、地域における児童健全育成活動の助成を行っており、今後とも、これらの事業の一層の推進を図ることとしている。

また、子どもが自然と親しむ機会を増大させるため、「自然に親しむ運動」や「みどりの日」(4月29日)の記念行事を全国で実施するとともに、自然に対する愛情とモラルを育成するために、自然とふれあい、自然の中で生活する機会を提供しようとする地方公共団体等が行う事業に対する支援及びボランティア活動にかかる経費の助成を行っている。

さらに、子どもが優れた芸術文化に親しみ、豊かな情操を育むことができるよう、文化施設の整備等とともに、各種巡回公演事業等の施策の充実に努めている。また、少年の健全育成に資するため、スポーツ施設の整備や少年のスポーツ活動の育成等を行っており、今後とも、これらの活動の一層の推進を図ることとしている。

また、各種民間団体の指導を通じて少年のスポーツ活動及び社会参加活動の促進を図るなど、民間事業者による子どもの生活体験の場の提供を推進していくこととしている。

## (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭においては、養育費・教育費等が負担になっていると考えられ、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要がある。

このため、児童手当制度については、世代間における社会的な扶養を重視し、児童養育家庭に対する育児支援を強化する観点から、平成3年に、支給対象の拡大や支給額の増額を図るとともに、支給期間を段階的に3歳未満に重点化する等を内容とする改正を行い、平成4年1月から実施している。

健康保険制度については、出産関係給付の改善として、平成4年4月から、分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費を20万円から24万円に引き上げると



もに、出産手当金の支給期間の改善を行ったところである。

また、国民健康保険においても、助産費支給基準額を13万円から24万円に引き上げられるよう所要の地方財政措置が講じられている。

また、簡易保険制度においても、安心して子育てができる環境づくりを支援するため、子どもの学資金の確保を目的とする学資保険、子どもの結婚、独立等の資金の確保を目的とする成人保険を提供していたところであるが、さらに平成5年度においては、親が死亡した場合に子どもが一定年齢に達するまで年金の支払をする育英年金付学資保険を新たに提供することとしている。

幼稚園就園奨励費補助事業については、父母負担の軽減を図る等のため、その推進を図ってきたところであり、平成5年度においては事業実施市町村の増加等に伴い、3歳児分の拡充を行うとともに、公立・私立間の負担の格差を是正するため、私立幼稚園の減免単価の引上げを行っている。また、育英奨学制度についても、逐次改善を行ってきたところであるが、平成5年度においても、貸与月額の増額等を行ったところである（例えば、私立大学学部学生で自宅外通学の場合、平成5年度は前年度より3,000円増の54,000円）。

### (3) 妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備（安心して出産できる環境の整備）

晩婚化に伴う出産の高齢化に対応し、30歳代前半までは妊娠、出産に伴うリスクはほとんど増大していないこと等の正しい知識の普及を図るとともに、十分な指導・管理の下に、安心して出産できる環境を整備する必要がある。

このため、従来から、母子健康手帳に交付し、出産前後の母親と子どもの健康管理を図るとともに、妊産婦、乳幼児に対し、健康診断、相談、指導等の施策を行っているところであるが、さらに、きめ細かな母子保健対策を進めるため、母子保健法の改正により、平成4年4月から、市町村にも母子保健についての知識の普及を課すとともに、母子健康手帳の交付の義務を市町村に委譲したところである。また、安全な出産体制を確保するため、医療機関にお

ける周産期治療管理室（PICU）の整備や妊婦の搬送システムの充実を行っているところである。

平成5年度においても、市町村母子保健事業の一層の推進を図るなど、住民にとって身近な市町村を中心に母と子のライフステージに応じたきめ細かな母子保健対策の充実・拡充を図ることとしている。

#### （子育てについての相談・支援体制づくり）

核家族化や都市化の進行等により、育児などについての実際的な知識や方法が祖父母から受け継がれにくくなってきている一方で、様々な媒体を通じた育児情報の氾濫もあり、妊娠・出産・育児についての不安や悩みを訴える者が多くなっていることから、育児の悩み等について気軽に相談し、適切な指導、支援を受けられるような体制づくりを推進し、ゆとりを持って楽しく子育てができるようにする必要がある。

このため、子育てについての不安や悩みを気軽に相談できるよう、中央児童相談所における専任電話相談員や専門家チームによる電話相談などの家庭支援相談等の事業の普及を図るとともに、地域における親たちの身近な学習、交流の機会として、「子育てひろば」を開設する「家庭教育ふれあい推進事業」や家庭教育電話相談、巡回相談等により家庭教育の充実を図っているところであり、平成5年度においても、これらの事業の一層の普及を図っている。

さらに、平成6年1月からは、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動等の児童健全育成活動の促進を図るために主任児童委員制度を発足することとしており、身近な相談相手としての機能を果たすことが期待されている。

また、保育所の地域保育センターとしての機能を強化する一環として、母親がボランティア活動に参加する場合などに、保育所において定期的に児童の受け入れ等を行う「育児リフレッシュ支援事業」を推進しているが、平成5年度においては育児不安の解消、子育ての指導など保育所を地域における子育て支援センターとして活用する「保育所地域子育てモデル事業」が創設された。

さらに、社団法人全国ベビーシッター協会の指導を通じてサービスの安全確保と質の向上を図るなど、民間事業者による子育て支援を推進するとともに、民間サービスについては、平成3年度、4年度においてそれぞれ民間事業者側、利用者側からの調査を



行うなどその実態把握に努めているほか、その振興、指導方策の検討を行っている。

## 4 啓発活動の推進

子どもを健やかに生み育てる環境づくりの一層の推進を図るに当たっては、子どもを生み育てることに対する社会的な関心と評価を高めていくため、子どもや家庭の問題について、家庭や地域、職域等で広く国民的な論議を展開していくことが必要である。

このため、平成3年度より、「21世紀の子どもと家庭フォーラム」として、国際シンポジウム、地方シンポジウムを開催しているところである。

また、子育て家庭の支援策や環境づくりを推進する母体として、行政、企業、地域の代表者等からなる「児童環境づくり推進協議会」が国及び都道府県に設置されているが、平成5年度には設置県を大幅に増やすなど、普及啓発活動を強力に推進している。

さらに、平成5年1月には、男女の共同による新しい家庭像や子育ての楽しさについて考える機会として「フォーラム家庭教育」を開催したところであり、引き続きその開催と家庭の教育に関する資料の

提供を行っていくこととしている。

このほか、平成5年11月には、青少年の健全育成を進めていく上での今後の課題と促進方策の指針を見いだすため「家族・家庭の育成機能と地域社会の役割」をテーマに海外から有識者を招いて青少年健全育成フォーラムが開催される予定である。

さらに、こうした動きと呼応する形で、赤ちゃんや子育てに喜びや楽しみを感じることのできる社会を実現するための端緒となることを目指した「赤ちゃんの歌」募集等のキャンペーンが民間部門の主導により平成4年4月実施されたところ、28,000を超える応募があり、関心の高さが伺われるほか、民間を主体とした「ウェルカム・ベビー・キャンペーン」と銘打った普及啓発活動が進められている。政府としても、引き続き、このような活動を支援していくこととしている。